

令和元年11月25日 ほか

28号

# ピアサポート

- 令和元年度（第1回）虐待防止・権利擁護研修報告
- 平成30年度（第3回）グループホーム世話人等研修会報告
- わたしのニヤリ・ホッと ● 川柳ぼーど



## 虐待防止・権利擁護研修

講師：五百蔵洋一法律事務所 関哉 直人 弁護士

**令** 和元年6月12日(水)に知的発達障害部会人権擁護委員会主催の研修会が開催されました。東京都の虐待防止・権利擁護研修については募集人数の2～3倍の応募者があり、受講決定になかなか至らないとの声をよく耳にします。人権擁護委員会ではその一助になればと今年度2回の研修会を開催します。



第1回目は、五百蔵洋一法律事務所の関哉直人弁護士に「障害者虐待防止法の理解と虐待事案について」ご講義いただきました。法律の概要、目的、身体的・性的・心理的・ネグレクト・経済的といった虐待の内容、身体拘束の例や実態要件・手続き要件、早期発見義務、通報義務のご説明の後、数多くの報道事例のご紹介がありました。事例の最後は「施設内の障害者への虐待を内部告発したところ、施設運営会社から損害賠償を求める訴訟を起こされ精神的苦痛を受けたとして、元職員の40代男性が運営会社などを相手取り約250万円の損害賠償を求める訴訟を起こした。」というものでした。この事例を機に、厚労省の「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」には、以下の文が追記されたとの紹介がありました。「障害者虐待防止法施行後、虐待通報した職員に対して、施設側が損害賠償請求を行うという事案が発生しました。適切に通報したことを理由に設側から損害賠償請求を行うことは、適切に通報しようとする職員を萎縮させることにもつながりかねないものであり、通報義務や通報者の保護を定めた障害者虐待防止法の趣旨に沿わないものです。」

次に、「虐待の本質的問題」を虐待内容別に教えていただきましたのでここに記します。

	本質的問題	防止のために
虐待全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>●虐待はどの施設、どのサービスでも起こりうる</li> <li>●虐待は相手の尊厳を侵害する ＝人権侵害であり、障害者差別である</li> <li>●虐待の要因は「意識」「環境」「専門性」にある</li> </ul>	
身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>●犯罪である</li> <li>●力でなんとかしたい＝もはや支援ではない ⇒支援を放棄したのか（意識・専門性） 支援ができる環境にないのか（環境）</li> </ul>	○「意識」「環境」「専門性」の3つのアプローチが必要
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>●犯罪である</li> <li>●関係性や障害特性が利用されやすい ⇒障害サービスでは起こりやすい</li> <li>●当たり前であるため研修で周知されにくい</li> </ul>	○日頃からの周知徹底が必要

	本質的問題	防止のために
心理的虐待 ネグレクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 尊厳を侵害する言動であり、「意識」に依拠する面が強い</li> <li>● 本人中心（主体）の支援、意思決定支援など、支援の本質を考えることにつながる</li> </ul>	○「意識」付けを目的とした研修が有効
経済的虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「本人が管理していない」問題</li> <li>● 金銭管理を支援することと、他人が金銭管理をすることは、本質的に異なる ⇒本人が「自分のお金に興味を持つこと」や「自分のお金を管理する」思いと方法を支援する</li> </ul>	○本人による金銭管理の支援アプローチが重要
支援側からみた 養護者虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子育ての延長（しつけ・金銭管理） ⇒そもそも個人として尊重されなければならず、年齢や能力を問わず侵害されてはいけない権利がある</li> </ul>	○支援者自身が本人の権利主体性を大切にすることが重要
支援側からみた 使用者虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害に対する理解や配慮が無い場合が少なくない</li> <li>● 本人は簡単に相談ができずに我慢してしまう</li> </ul>	○いつでも相談できる人が不可欠

そして講義は「虐待防止のポイント」へ進みます。虐待は①密室の環境下で行われる。②障害者の権利を侵害する小さな出来事から心身に傷を負わせる行為にまで次第にエスカレートしていく。③職員に行動障害などに対する専門的な知識や技術が無い場合に起こりやすい、という3つのポイントがあります。小さな出来事がエスカレートする理由にも3つのポイントがあります。①限定された社会内での依存した関係、②意思表示が困難な特性、③現場での自由度が高い（支援には正解がない）、という点が挙げられ、エスカレートを止める外的要因が少ないため、個々の認識・意識が非常に重要と関哉先生はおっしゃいました。小さな出来事は薄いグレーから濃いグレーへエスカレートしていきます。「障害者に対する虐待が『障害者の尊厳』を害するものであり、『障害者の自立及び社会参加』にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重大である」という障害者虐待防止法の目的に「常に立ち返るように」と強調されました。15にも及ぶ小さな出来事の例を一つ一つ解説され、講義はグループワークへと進みます。4～5人のグループで「小さな出来事（権利擁護）を共有する取組み」として話し合うと受講者のみなさんは積極的に発言されていました。

小さな出来事を共有する目的は、現場の支援をより良いものにすることです。「意見は違って当たり前」「いろいろな意見がある」「意見を交わすことは本人にとってプラスになる」「見て見ぬふりは良くない」ということを共有することからスタートします。そして「より望ましい支援とは何か」へと議論は発展していきます。日常から支援について話をする習慣のある職場が「風通しのいい職場」といえます。根拠のある支援、次につながる支援、本人中心の支援につながり、職員が支援に自信が持てる職場になります。それを上司が思いを受け止め、いろいろな考え方や価値観を受け止めてくれ、吸い上げてくれる職場は支え合える職場になります。

講義の最後に先生がまとめられたのは、以下の3点でした。①虐待の要因は「意識」「環境」「専門性」、②小さな出来事は「意識」の問題、③小さな出来事を共有し、改善（より本人の尊厳に配慮した支援）と一緒に考える取組みは「環境」の改善、「専門性」の向上につながる。



## 受講者の感想です



虐待を遠い存在と思っているところがありましたが、身近なこと・日常の利用者さんとのかかわり等に虐待の要素がある可能性があると感じました。小さな出来事を考えて、改善方法等職場で話し合うことが大切だと改めて思いました。明日からの支援に活かしていきます。



人員とスペースが豊かであれば、かなりの虐待が防止できるのでは？と感じたが、その2つは簡単には増やせないで解決にはなりにくいだろう。「こういう時は、こうする」という様に画一的な方法を決めるのではなく、常に疑問に思うこと、またその疑問を共有することが重要だと感じた。



個人で考えるだけでなく、職場全体として話し合っていけることが大切ということで、気持ちが楽になりました。何が良くて、悪いのか…と息づまってしまっていたので。



日々の支援内容やそれぞれのスタッフの尺度が少なからず異なり、これは虐待なのではと思われることがあっても、何々、先輩職員に対して話しをするのは難しく思っている。それでもこれからは、少しでも話しやすい職場を作っていき、よりよい支援をしていきたい。



たった2時間の中でこんなに内容の濃い研修を受けた事はありませんでした。ありがとうございます。

報告者：社会福祉法人文京槐の会 松下 功一

# グループホーム世話人等研修会

## グループホームにおける重度の方の支援と虐待防止について

報告者：社会福祉法人南風会 青梅学園 船木 和

**平**成30年12月19日(水)に東京都社会福祉協議会知的発達障害部会と東京都グループホーム運営協議会の共催で研修会が開催されました。午前中は、社会福祉法人つかわ学園の嶋原雅典氏より「高齢知的障害者に対する支援について」、社会福祉法人雲柱社の岡田哲也氏より「グループホームにおける重度知的障害者の支援について」と、2つの実践報告が行われました。

午後は、「基本的な障害理解とグループホームにおける虐待防止について」と題して、人権擁護委員会より渡辺和生氏、松下功一氏、今永博之氏が虐待防止研修を行いました。147名の方々が参加され、参加された受講者の中には、夜勤明けの方や勤務前の方もおられ、受講者の熱意が伝わってきました。

### 「基本的な障害理解とグループホームにおける虐待防止について」

講師：社会福祉法人文京槐の会 陽だまりの郷 施設長 松下 功一 氏

#### はじめに

社会福祉法人文京槐の会の説明があり、グループホームを含む施設立ち上げの際の写真には障害者施設建設反対と書かれたのぼりがたくさん立てられ、施設コンフリクトの現実を知ることができました。建設当時は施設が無事に運営していけるのかと不安を感じられていたそうです。地域の方々にまだ障害を持った方々が受け入れられていないことが残念に感じられました。



#### 権利擁護と虐待防止

権利擁護にはあるべき姿への権利擁護と、あってはならない姿からの権利擁護があり、現状とノーマライゼーションとのギャップをどれだけ近づけられるかが権利擁護のあるべき姿であるとのこと。あってはならない姿は現場にはたくさん見られ、最たるものが虐待です。権利侵害の背景には、障害などにより自分の権利を守れない、世話をする側とされる側に上下関係がある、生活支援の場が密室になる、認知症・高齢障害者・権利擁護・人権感覚の理解が不足している場合がある、人には相性がある、後見のシステムがまだ一般化していないなどがあげられます。

#### グループホームにおける権利擁護

グループホームにおいて続出する権利侵害事件の背景は、小規模であるため一人勤務の場合が多く、また生活の場であることから入居者のプライバシーを守る必要があり、どうしても中の様子が見えにくく密室化しやすくなってしまいます。小規模であること、プライバシーを守ることは共に入居者にとっては大切な事であり、見守りの仕組みをどのように取り入れられるかが重要です。事例では、性的虐待から、経済的虐待、心理的虐待などの事例が取り上げられ、またグループワークにて事例について虐待であるか、またその後の対応はどのように行うべきなのか話し合われました。みなさん積極的に意見交換がされていました。

権利擁護は大切な入居者への支援であって、様々な場面において地域生活を十分楽しみ、入居者本人が希望する生活を実現出来るように、日常の生活支援を充実していくことが大切です。また一人の人間として尊敬、尊重され、身体的にも精神的にも侵害されない権利が守られているか見守ることも大切な支援です。グループホームにおいては、日常の支援のあり方そのものが権利擁護につながります。

### 今後に向けて

福祉の仕事をしている人で最初から権利侵害を行おうとしている人はいないはずですが、職員間のコミュニケーション不足がいつの間にか不適切な援助に陥り、それをリセット出来なくなってしまうことがあります。不適切な援助を許してしまう背景には、人の目が届きにくい環境や、職員間のコミュニケーション不足、世話人同士の人間関係の悪さなどがあります。

入居者が関係する事業所が支援を通してつながり、ネットワークを形成し、それぞれの立場から相互に入居者を見守る事、お互いの事業所で入居者に対する不適切な援助がないか見守る、地域の人たちが入居者と顔見知りの存在になることも大切です。地域の自立支援協議会を活用して、グループホーム同士の集まりを設け、グループホームの関係者同士が話し合える場を作ることも風通しをよくするために役立ちます。

## 「支援現場で気になること」

講師：社会福祉法人滝乃川学園 グループホームゆうゆう 今永 博之 氏

利用者支援を行う上で支援の軸になるものは、障害者権利条約と法人の倫理要領・行動規範などがあげられます。障害者権利条約では、ノーマライゼーション、意思決定支援が重要になってきます。権利侵害を防ぐ取り組みでは、倫理要領・行動規範の理解を深めることが大切で、会議で一つ一つの項目について話し合う事、実際の利用者支援に照らし合わせ、場合によっては支援方法を見直します。また、日々の支援の振り返りを行うことも大切になります。責任者がお互いの支援について気軽に意見を言い合える雰囲気づくりをすること、ポジティブな目線でお互いの支援をチェックすること、一つ一つの支援に客観的な根拠を持たせる等の取り組みを行うことで虐待の起こる可能性を減少することが出来ます。



## 「まとめ」

講師：社会福祉法人みずき福祉会 八王子平和の家 施設長 渡辺 和生 氏

これからの日本がどうなっていくのかを考えていくことが大切です。人の命は尊厳で語ることが大切で、優勢思想や生産性で価値を語られる世の中になりつつありますが、虐待をおこすということは障害者を軽んじているということです。私たちは知的に障害がある人たちに「大事な存在である」というメッセージを出していかなければいけないし、大事にしなければいけません。私たちも高齢になっていくと働けなくなっていく、生産性がなくなっていく。そのときに大事にしてもらえる社会なのか、いらぬ人間と思われてしまう社会なのか私たちが考え意識していかなければいけないと思います。



わたしの

ホッと

ニヤリ



支援を通じた利用者とのかかわり、ご家族との会話の中や地域の方など人が集まるところで偶然出会う瞬間に、「ニヤリ」としたり心が温かくなったりすることがあります。自分だけのものにしておくのは「もったいない」ので、「ホッと」な気持ちが広がっていくように書き留めてみました。

詰まったトイレを直している職員に「俺が直してやろうか！」と声をかける利用者。直せなかったけど職員に「腰が甘い！」と発破をかけていました。

あまり発語のない利用者。定期が切れていて改札が通れなかったとき警察官に定期を見せて伝えようと必死に声を出していた。

最近落ち込み気味で活動に参加できていない利用者。昨年参加している委員会を引きつづきやるか悩んでいたが「しゃーないからやるか」と決めている。その後活動に誘うと「しゃーないな」と徐々に参加できるようになった。

作業への入る時間に遅れ気味の利用者。「20歳になったからもう配達中に寝ない！」と宣言。午後の仕事も「やるよ～！あたりまえでしょ～！」と前向き！家でも仕事がしたいと言っていた。

散歩に車椅子の利用者がいた時、利用者の一人がその方を押す支援員を手伝ってくれた。

カラオケの活動前に利用者が、支援員とデュエットしようと誘い、2人でデュエットしていた姿ににやりとした。

ある利用者が仲良しの別の利用者「これかぶっていいよ」と色違いの帽子をわたしていました。一緒に物を共有する姿に、にやりしました。

余暇活動のカラオケの最中に、マイクが上手く握れない利用者に対して、職員がマイクを持っていた。その様子を見て「私が持ちましょうか？」と他利用者がマイク持ちをかって出してくれました。利用者同士の助け合いにホッとしました。





支援者の皆さんが『自分の仕事を振り返る』『権利意識を高める』きっかけになればとの想いを込めた川柳のコーナーです。皆さまの投稿お待ちしております。

優秀作品

ちよつとまっつて！  
今の自分は  
平常心？

作・なーりん

—作品背景—

自分の支援がなかなか相手に伝わらず、気がついたら自分のボルテージがどんどん高くなってしまった。

さん  
呼べばいい  
もんじゃない

作・パピコ

—作品背景—

下の名前に「さん」を付ければ尊厳を守れることになるのかな？ 一般的には苗字に「さん」でしょう。

入選作品

好きなのに  
どうして食べて  
くれないの

作・R

—作品背景—

台風が近づいているからかな？ それとも週末自宅で何かあったのかな？ 連絡帳を見ても手掛かりなし。「こんなときこそ自分のトーンを落として冷静に観察」と先輩から教えていただきました。

酒たばこ  
9時就寝の  
グループホーム

作・のんべえ

—作品背景—

私の勤めるグループホームは、入居者さんが9時になると全員寝てしまいます。早寝早起きは良いことですが、昔からの習慣のようです。もちろん禁酒禁煙です。私の普段の生活は全く違うので違和感を持ってしまいます。

正確な  
検品作業が  
次につながる

作・福男

—作品背景—

受注作業はミスひとつで取引が無くなってしまいます。利用者さんの工賃を確保して、生活の基盤を固めるのも職員の大切な仕事だと思っています。これからもミスのない検品作業をしていきたいと思っています。

パニックは  
利用者からの  
SOS

作・ひろ

—作品背景—

パニックや他害行動が起こる時、スタッフはその対応の大変さに意識が向いてしまいますが、本当はその瞬間本人が一番辛い思いをしているはず。利用者がそれらの行動で私達に何を伝えようとしているのかそのメッセージに気づくことが支援者には必要だと思います。

投稿おまちしております

今号は川柳コーナーでしたが、読者の皆さまから様々な投稿をお待ちしています。

- ①「わたしのニヤリ・ホッと」
- ②「誰か教えて！私の支援間違っていない？」
- ③「川柳ぼーど」

①②の投稿につきましては、紙面の都合上1,200字以内とさせていただきます。

原則として原文のまま掲載いたしますが、場合によっては内容を損なわない範囲で加筆・修正させていただきます。尚、事例については、施設・個人名が特定できないようご配慮をお願いいたします。

③の川柳のテーマは福祉に関係するものであれば構いません。

投稿は匿名でもお受けいたします（その旨記載してください）。手紙、FAX、メールとお好きな方法で送ってください。

手紙の場合

〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1  
社会福祉法人 東京都社会福祉協議会  
知的発達障害部会 人権擁護委員会宛に送ってください。

FAXの場合

03-3268-0635  
知的発達障害部会 人権擁護委員会宛に送信してください。

メールの場合

東京都社会福祉協議会 知的発達障害部会 事務局  
jido@tcsw.tvac.or.jp 宛に「知的部会じんけんボード  
投稿」とタイトルをつけて送信してください。

編集  
後記

20年以上も前に読んだ本のことですが、山梨県にある知的障害の方たちがお仕事をされているワイナリーが紹介されていました。皆さんはそれぞれに合った仕事をされていますが、何もしないで、ブラブラ、ぶどう畑を上がったたり下がったりしている人がいて、あの人は何をしているのかとたずねると、「ひとりぐらい風に吹かれる人がいてもいいよ」と施設長の答え。その年、その地域はカラスの大群にメチャメチャにされてしまったのですが、風に吹かれる人のいた畑は、被害がありませんでした。その人は鳥追いの役目をしていました。神のなせるわざを聞いたような感動に、どの人もすべて必要とされていたのだと分かったのです。私はそれ以来、ひとりひとりの個性の輝きに関われるようになりたいと思うようになったのです。(S・I)